

広島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和四年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第二十九号

#### 広島県税条例の一部を改正する条例

第一条 広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（個人の県民税に係る扶養親族等申告書） 第三十九条の五（略） 2 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける法第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（法第五十条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この項において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この項において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p>	<p>（個人の県民税に係る扶養親族申告書） 第三十九条の五（略） 2 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける法第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この項において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この項において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p>
附則	附則

第六条の四の二 平成二十二年度から令和二十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき

第六条の四の二 平成二十二年度から令和十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき

租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から令和七年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一）に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十七条及び第三十八条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）に相当する金額（当該金額が三万九千円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、一万九千五百円）を超える場合には、三万九千円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、一万九千五百円））を超えないときは、当該控除額は、当該控除額を超過するときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十九項まで若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

二 (略)  
2・3 (略)

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)  
第六条の四の三 (略)

(略)	(略)	(略)
附則第六 条の四の 二第二項 第一号	租税特別措 置法第四十 一条第二項 から第五項 まで若しく は第十項か	東日本大震災の 被災者等に係る 国税関係法律の 臨時特例に関する 法律第十三条 第一項の規定に

租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から令和三年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一）に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十七条及び第三十八条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）に相当する金額（当該金額が三万九千円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、一万九千五百円）を超える場合には、三万九千円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、一万九千五百円））を超えないときは、当該控除額は、当該控除額を超過するときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十七項まで若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

二 (略)  
2・3 (略)

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)  
第六条の四の三 (略)

(略)	(略)	(略)
附則第六 条の四の 二第二項 第一号	租税特別措 置法第四十 一条第二項 から第五項 まで若しく は第十項か	東日本大震災の 被災者等に係る 国税関係法律の 臨時特例に関する 法律第十三条 第一項の規定に

(略)	(略)	(略)
	ら第十九項まで若しくは第四十一条の二	より読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十九項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第二項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第四項まで若しくは第六項から第十項までの規定の適用を受けた場合における前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、前条第三項の規定は適用しない。

(略)	(略)	(略)
附則第六条の四の二第二項第一号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第四項まで若しくは第六項から第十項まで

3 (略)  
 (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)  
 第六条の四の四 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等

(略)	(略)	(略)
	ら第十七項まで若しくは第四十一条の二	より読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十七項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第二項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第九項までの規定の適用を受けた場合における前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、前条第三項の規定は適用しない。

(略)	(略)	(略)
附則第六条の四の二第二項第一号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第九項まで

3 (略)  
 (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)  
 第六条の四の四 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等

の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。附則第七条の四において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第六条の四の二第三項及び附則第六条の四の三第三項の規定の適用については、これらの規定中「令和三年」とあるのは、「令和四年」とする。

の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。次項及び附則第七条の四において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第六条第四項の規定の適用を受けた場合における附則第六条の四の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

2| 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第六条の四の二第一項及び第三項並びに附則第六条の四の三第三項の規定の適用については、附則第六条の四の二第一項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第三項並びに附則第六条の四の三第三項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例）

第十条の二（略）

2（略）

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四から第三十七条の六まで又は第三十七条の八の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4（略）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例）

第十条の二（略）

2（略）

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四から第三十七条の六まで、第三十七条の八又は第三十七条の九の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4（略）

第二条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第五十六条（略）</p> <p>2―6（略）</p> <p>7 地方税法施行規則第七条の三第四項本文、第七条の三の二第四項本文又は同条第五項本文の規定により補正の方法を申し出ようとする者は、第六十一条の規定により当該不動産の取得の事実を申告するとき（同条ただし書の規定により当該申告を要しない場合は、取</p>	<p>第五十六条（略）</p> <p>2―6（略）</p> <p>7 地方税法施行規則第七条の三第四項本文、第七条の三の二第四項本文又は同条第五項本文の規定により補正の方法を申し出ようとする者は、第六十一条の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せて次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出しなけ</p>

得の日から六十日以内)に次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出しなければならない。

一一五 (略)

(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第六十一条 不動産を取得した者は、当該不動産取得の日から六十日以内に、次に掲げる事項を記載した規則で定める様式による申告書を当該不動産の所在地の市町長を経由して、知事に提出しなければならない。ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合(同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合又は次項に掲げる規定のいずれかに該当する者を除く。)は、この限りでない。

一一四 (略)

2 (略)

3 知事は、不動産を取得した者に対し不動産取得税の賦課徴収に関し必要な書類の提出又は必要な事項の報告を求めることができる。

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第六十三条 市町長は、法第七十三条の十八第四項の規定により不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合には、当該不動産の固定資産課税台帳に登録されている価格、法第七十三条の二十一第一項ただし書の規定に該当すると認められる不動産については当該増築、改築、損壊、地目の変換、その他特別の事情による変化等当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項を併せて知事に通知するものとする。

2 (略)

(住宅の用に供する土地の取得等に対する不動産取得税の徴収猶予の申告手続)

第六十五条 法第七十三条の二十五第一項の規定により不動産取得税について法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号又は第三項の規定の適用があるべき旨を申告しようとする者は、第六十四条第一号から第三号までに掲げる事項及び住宅の取得予定年月日を記載した申告書に当該土地の上に、当該土地を取得した日(法第七十三条の二十四第四項の規定の適用がある場合には、最初に土地を取得した日とする。)から二年以内に法第七十三条の二十四第一項第一号に規定する住宅を新築すること、一年以内と同条第二項第一号に規定する住宅を取得すること、一年以内と同条第三項本文に規定する耐震基準不適合

ればならない。

一一五 (略)

(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第六十一条 不動産を取得した者は、当該不動産取得の日から六十日以内に、次に掲げる事項を記載した規則で定める様式による申告書を当該不動産の所在地の市町長を経由して、知事に提出しなければならない。

一一四 (略)

2 (略)

3 知事は、不動産を取得した者に対し不動産取得税の賦課徴収に関し必要な事項の報告を求めることができる。

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第六十三条 市町長は、法第七十三条の十八第三項の規定によつて不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合においては、当該不動産の固定資産課税台帳に登録されている価格、法第七十三条の二十一第一項但書の規定に該当すると認められる不動産については当該増築、改築、損壊、地目の変換、その他特別の事情による変化等当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項をあわせて知事に通知するものとする。

2 (略)

(住宅の用に供する土地の取得等に対する不動産取得税の徴収猶予の申告手続)

第六十五条 法第七十三条の二十五第一項の規定により不動産取得税について法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号又は第三項の規定の適用があるべき旨を申告しようとする者は、第六十四条第一号から第三号までに掲げる事項及び住宅の取得予定年月日を記載した申告書に当該土地の上に、当該土地を取得した日(法第七十三条の二十四第四項の規定の適用がある場合には、最初に土地を取得した日とする。)から二年以内に法第七十三条の二十四第一項第一号に規定する住宅を新築すること、一年以内と同条第二項第一号に規定する住宅を取得すること、一年以内と同条第三項本文に規定する耐震基準不適合

既存住宅を取得すること（当該住宅の取得が法第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当することとなる場合に限る。）又は前一年の期間内に法第七十三条の二十四第三項本文に規定する耐震基準不適合既存住宅（当該住宅が法第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当することとなる場合に限り、また、当該住宅の取得が同項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）を取得していることを証するに足る書類を添付して、当該土地の取得の日から六十日以内に知事に提出しなければならない。

2 法第七十三条の二十七の二第二項の規定により不動産取得税について同条第一項の規定の適用があるべき旨を申告しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。）を行うことを証するに足る書類を添付して、当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日から六十日以内に知事に提出しなければならない。

一―三 (略)

3 法第七十三条の二十七の三第二項の規定により不動産取得税について同条第一項の規定の適用があるべき旨を申告しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、土地又は家屋を収用することができる事業（以下この項において「公共事業」という。）の用に供するため当該不動産を取得した日から一年以内に当該不動産以外の不動産を収用されて補償金を受け、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を譲渡し、又は公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けようとする者であることを証する書類を添付して、当該不動産の取得の日から六十日以内に知事に提出しなければならない。

一―四 (略)

4 法第七十三条の二十七の四第二項の規定により不動産取得税について同条第一項の規定の適用があるべき旨を申告しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定の日から二年以内に譲渡担保財産の権利者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転することを証するに足る書類を添付して、当該不動産の取得の日から六十日以内に知事に提出しなければ

既存住宅を取得すること（当該住宅の取得が法第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当することとなる場合に限る。）又は前一年の期間内に法第七十三条の二十四第三項本文に規定する耐震基準不適合既存住宅（当該住宅が法第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当することとなる場合に限り、また、当該住宅の取得が同項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）を取得していることを証するに足る書類を添付して、第六十一条の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

2 法第七十三条の二十七の二第二項の規定により不動産取得税について同条第一項の規定の適用があるべき旨を申告しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。）を行うことを証するに足る書類を添付して、第六十一条の規定により当該耐震基準不適合既存住宅の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

一―三 (略)

3 法第七十三条の二十七の三第二項の規定により不動産取得税について同条第一項の規定の適用があるべき旨を申告しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、土地又は家屋を収用することができる事業（以下この項において「公共事業」という。）の用に供するため当該不動産を取得した日から一年以内に当該不動産以外の不動産を収用されて補償金を受け、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を譲渡し、又は公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けようとする者であることを証する書類を添付して、第六十一条の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

一―四 (略)

4 法第七十三条の二十七の四第二項の規定により不動産取得税について同条第一項の規定の適用があるべき旨を申告しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定の日から二年以内に譲渡担保財産の権利者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転することを証するに足る書類を添付して、第六十一条の規定により当該不動産の取得の事実を申告する

ばならない。

5 法第七十三条の二十七の五第二項において準用する法第七十三条の二十七の四第二項の規定により、不動産取得税について法第七十三条の二十七の五第一項の規定の適用があるべき旨を申告しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、再開発会社が建築施設の部分の取得にあつては都市再開発法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日に、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては同法第百十八条の二十第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に同法第百十八条の十一第一項に規定する譲受け予定者又は国若しくは地方公共団体に当該建築施設の部分又は公共施設の用に供する不動産を譲渡することを証するに足る書類を添付して、当該建築施設の部分又は公共施設の用に供する不動産の取得の日から六十日以内に知事に提出しなければならない。

一一三 (略)

6 法第七十三条の二十七の六第二項の規定により不動産取得税について同条第一項の規定の適用があるべき旨の申告をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、農地中間管理機構が当該土地の取得の日から五年以内（当該土地が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に定める一年を経過する日までの間）に農地売買事業の実施により当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農地所有適格法人出資育成事業の実施により農地所有適格法人に対し現物出資することを証するに足る書類を添付して、当該土地の取得の日から六十日以内に知事に提出しなければならない。

一一三 (略)

7 法第七十三条の二十七の七第二項において準用する法第七十三条の二十七の四第二項の規定により、不動産取得税について法第七十三条の二十七の七第一項の規定の適用があるべき旨の申告をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、土地改良区が前条第四項第二号の換地の取得の日から二年以内に当該換地を譲渡することを証するに足る書類を添付して、当該換地の取得の日から六十日以内に知事に提出しなければならない。

一一三 (略)

附則

(不動産取得税の非課税等に係る申告手続)

際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

5 法第七十三条の二十七の五第二項において準用する法第七十三条の二十七の四第二項の規定により、不動産取得税について法第七十三条の二十七の五第一項の規定の適用があるべき旨を申告しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、再開発会社が建築施設の部分の取得にあつては都市再開発法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日に、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては同法第百十八条の二十第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に同法第百十八条の十一第一項に規定する譲受け予定者又は国若しくは地方公共団体に当該建築施設の部分又は公共施設の用に供する不動産を譲渡することを証するに足る書類を添付して、第六十一条の規定により当該建築施設の部分又は公共施設の用に供する不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

一一三 (略)

6 法第七十三条の二十七の六第二項の規定により不動産取得税について同条第一項の規定の適用があるべき旨の申告をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、農地中間管理機構が当該土地の取得の日から五年以内（当該土地が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に定める一年を経過する日までの間）に農地売買事業の実施により当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農地所有適格法人出資育成事業の実施により農地所有適格法人に対し現物出資することを証するに足る書類を添付して、第六十一条の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

一一三 (略)

7 法第七十三条の二十七の七第二項において準用する法第七十三条の二十七の四第二項の規定により、不動産取得税について法第七十三条の二十七の七第一項の規定の適用があるべき旨の申告をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、土地改良区が前条第四項第二号の換地の取得の日から二年以内に当該換地を譲渡することを証するに足る書類を添付して、第六十一条の規定により当該換地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

一一三 (略)

附則

(不動産取得税の非課税等に係る申告手続)

第十二条 (略)  
2 前項の規定の適用については、第六十一条第一項中「又は次項に掲げる規定」とあるのは「又は次項若しくは附則第十二条第一項に掲げる規定」と読み替えるものとする。

第十二条 (略)

第三条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第三十八条の四 所得割の納税義務者が、法第三十二条第十三項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第二章第一節第五款の規定により配当割額を課された場合又は同条第十五項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第六款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の二を乗じて得た金額を、その者の前四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>附則</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例) 第八条 (略) 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第一項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第三十八条の四 所得割の納税義務者が、法第三十二条第十三項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第二章第一節第五款の規定により配当割額を課された場合又は同条第十五項に規定する特定株式等譲渡所得金額に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第六款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の二を乗じて得た金額を、その者の前四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>附則</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例) 第八条 (略) 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年度の四月一日の属する年度の四月一日の属する年度の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第三十五条第一項及び第二項並びに第三十七条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は適用しない。</p> <p>一 法第三十二条第十三項ただし書の規定の</p>

3 (略)

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第十一条の二の四 県民税の所得割の納税義務者の平成二十九年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した所得税法第二十一条第三十七号の確定申告書(租税特別措置法第三十七条の十二の二第九項(同法第三十七条の十三の二第十項において準用する場合を含む。))において準用する所得税法第二百二十三条第一項の規定による申告書を含む。以下この条において「確定申告書」という。)を提出した場合(租税特別措置法第三十七條の十二の二第一項の規定の適用がある場合に限る。))に限り、附則第十一条の二の二第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第八条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

2・3 (略)

4 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税について確定申告書を提出した場合において、その後の年分の所得税について連続して確定申告書を提出しているとき(租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用があるときに限る。))に限り、附則第十一条の二の二第一項後段の規定にかかわらず、令附則第十八条の五第一項で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第八条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。))を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

適用がある場合

二 法第三十二条第十三項第一号に掲げる申告書及び同項第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定の適用をしないことが適当であると市町長が認めるとき。

3 (略)

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第十一条の二の四 県民税の所得割の納税義務者の平成二十九年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三十九条の四の規定による申告書を提出した場合(市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。))に限り、附則第十一条の二の二第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第八条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

2・3 (略)

4 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書(法附則第三十五条の二の六第八項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。))を提出した場合(市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。))において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。))を提出しているときに限り、附則第十一条の二の二第一項後段の規定にかかわらず、令附則第十八条の五第一項で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金

5・6 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の二の八の二 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の二の九 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5・6 (略)

額及び附則第八条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の二の八の二 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特例適用配当等申告書(県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)  
〔に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があるとき市町長が認めるときを含む。)]に限り、適用する。ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市町長が認めるときは、この限りでない。

一 法第四十五条の二第一項の規定による申告書

二 法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の二の九 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の条約適用配当等申告書(県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)  
〔に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があるとき市町長が認めるときを含む。)]に限り、適用する。ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市町長が認めるときは、この限りでない。

一 法第四十五条の二第一項の規定による申告書

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第三条の二の二第一項の規定の適用がある場合(第三項の規定の適用がある場合を除く。)における第三十八条の四の規定の適用については、同条中「又は同条第十五項」とあるのは「若しくは附則第十一条の二の九第三項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第四項に規定する確定申告書にこの条の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二第一項の規定及び法第二章第一節第五款の規定により配当割額を課されたとき、又は法第三十二条第十五項」とする。

二 法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第三条の二の二第一項の規定の適用がある場合(第三項の規定の適用がある場合を除く。)における第三十八条の四の規定の適用については、同条中「又は同条第十五項」とあるのは「若しくは附則第十一条の二の九第三項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の同条第四項に規定する条約適用配当等申告書にこの条の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二第一項の規定及び法第二章第一節第五款の規定により配当割額を課されたとき、又は法第三十二条第十五項」とする。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この条例は、令和五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び附則第四条の規定 令和五年四月一日

二 第三条、附則第三条及び第五条の規定 令和六年一月一日

(県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の広島県税条例(以下「新条例」という。)第三十九条の五第二項の規定は、附則第一条本文に規定する日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百三条の六第一項に規定する公的年金等(同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第三十九条の五第二項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第一条の規定による改正前の広島県税条例第三十九条の五第二項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第六条の四の二第一項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号。以下「所得税法等改正法」という。)第十一条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年

法律第二十六号。以下「新租税特別措置法」という。）第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場  
合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新条例附則第六条の四の三の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に所得税法等改正法第十八条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に所得税法等改正法第十八条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

第三条 第三条の規定による改正後の広島県税条例（以下「六年新条例」という。）の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 六年新条例附則第十一条の二の四第四項の規定の適用については、令和六年度から令和八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該上場株式会社等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和二年から令和四年までの各年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）第二条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の二の六第五項に規定する申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。）」と、「について連続して確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該年が令和三年又は令和四年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る旧申告書）を連続して」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の広島県税条例の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(広島県税条例及び広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第五条 広島県税条例及び広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例(令和三年広島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人の県民税に係る扶養親族等申告書) 第三十九条の五 (略) 2 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける法第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(法第五十条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。)をいう。)又は扶養親族(年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この項において「公的年金等受給者」という。))は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者(以下この項において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百七十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p>	<p>(個人の県民税に係る扶養親族等申告書) 第三十九条の五 (略) 2 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける法第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(法第五十条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。)をいう。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この項において「公的年金等受給者」という。))は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者(以下この項において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百七十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p>
附則 <p>(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等) 第四条の二 当分の間、県民税の所得割を課す</p>	附則 <p>(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等) 第四条の二 当分の間、県民税の所得割を課す</p>

べき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年（以下この条から附則第五条の二まで、附則第五条の四から第十一条の二の二まで、附則第十一条の二の四から第十一条の二の八まで及び附則第十二条の二から第十三条の二の二までにおいて「前年」という。）の所得について第三十五条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢十六歳未満の者及び法第三十四条第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項及び次項において同じ。）の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合）以下である者に対しては、第三十四条第一項の規定にかかわらず、県民税の所得割（第四十三条の二の規定により課する所得割を除く。）を課さない。

2・3 (略)

べき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年（以下この条から附則第五条の二まで、附則第五条の四から第十一条の二の二まで、附則第十一条の二の四から第十一条の二の八まで及び附則第十二条の二から第十三条の二の二までにおいて「前年」という。）の所得について第三十五条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合）以下である者に対しては、第三十四条第一項の規定にかかわらず、県民税の所得割（第四十三条の二の規定により課する所得割を除く。）を課さない。

2・3 (略)